

吉田町子ども読書活動推進計画

本とふれあい 心を育むまち よしだ



令和 8 年 3 月

吉田町教育委員会

目次

目次.....	1
第1章 計画策定に当たって.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的.....	4
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の対象者.....	5
5 計画期間.....	5
第2章 子どもの読書活動の現状.....	6
1 現状分析.....	6
2 課題.....	8
第3章 基本的な考え方.....	9
1 基本目標.....	9
2 基本方針.....	9
3 施策の方向.....	9
第4章 具体的な取組.....	10
1 家庭における子どもの読書活動の推進.....	10
2 保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進.....	11
3 小学校・中学校における子どもの読書活動の推進.....	12
4 地域における子どもの読書活動の推進.....	14
第5章 子どもの読書活動に係る数値目標.....	17
参考資料.....	18
アンケート調査結果.....	18
子どもの読書活動の推進に関する法律.....	34

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の意義

読書は子どもたちの知的好奇心や想像力を育み、物事を自分の言葉で考える力を養うなど、心の成長を支える重要な営みです。読書を通して得られる経験は、子どもたちが自分らしく生きていく力を育てる基盤となります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月施行）においても、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と明記されています。

現代社会は情報化が進み、インターネットを通じて多くの情報に触れることが容易になりました。しかし、その中には真偽の判断が難しい情報も多く、情報を正しく見極める力がこれまで以上に求められています。読書を通じて主体的に考え、判断する力を育てることの重要性が一層高まっています。

子どもたちが読書を通じて豊かな心と学びの力を育み、自らの人生をよりよく生きる力を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

(2) 国の動き

国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 8 条の規定に基づき、平成 14 年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。それからおおよそ 5 年ごとに改定されています。

平成 13 年 12 月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定

平成 14 年 8 月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

平成 20 年 3 月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

平成 25 年 5 月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

平成 30 年 4 月 第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

令和 5 年 3 月 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

現在の第五次の計画（令和 5 年度～令和 9 年度）では社会環境の変化などに応じ、以下の基本方針を掲げています。

- ①不読率の低減
- ②多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④子どもの視点に立った読書活動の推進

また、学校における読書環境の法的基盤として昭和 28 年に学校図書館法が制定されました。その後、平成 9 年の改正では 12 学級以上の学校における司書教諭の設置が義務化され、平成 26 年の改正では学校司書（*1）の配置努力義務が追加されました。

(3) 県の動き

静岡県では、平成 16 年に「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成 20 年「後期」）を策定し、平成 23 年には「第二次」（平成 26 年「中期」）、平成 30 年には「第三次」（令和 4 年「後期」）を策定しました。

- 平成 16 年 1 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（第一次）策定
- 平成 20 年 2 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（後期）策定
- 平成 23 年 3 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（第二次）策定
- 平成 26 年 3 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（中期）策定
- 平成 30 年 3 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（第三次）策定
- 令和 4 年 3 月 「静岡県子ども読書活動推進計画」（後期）策定

第三次では「読書県しずおか」の構築に向け、静岡県の子どもたちが自主的に読書活動を行うことを目指しています。

*1 学校司書

学校図書館の運営を担当する専門職員。学校図書館法第 6 条で「置くよう努めなければならない」と明記されています。

(4) 町の動き

吉田町では、平成 11 年 7 月に吉田町立図書館が開館し、地域の読書活動の拠点として利用されてきました。絵本や児童書を充実させるとともに、おはなし会などの行事を開催するなど、子どもが自然に本に親しめる環境づくりを行っています。

学校においては、学校図書館に司書資格を有する学校司書を配置しました。平成 11 年には 2 校の学校図書館を受け持つ学校司書を 2 名、平成 17 年には町内の全小中学校 4 校の学校図書館に 1 名ずつ学校司書を配置し、教科との連携を深めた読書活動や調べ学習等における支援、読書指導や本の整備など学校図書館の運営が強化されました。

また、町立図書館や小中学校で活動するボランティアによる読み聞かせやおはなし会を通じ、子どもたちが本に親しむ機会を広げています。

2 計画の目的

吉田町では、これまで町立図書館や学校図書館等を中心とした読書支援や各種イベント等を通じて子どもたちに読書環境を提供してきましたが、子どもたちが自ら関心を持って本に親しめるよう環境の充実を図るためには、より計画的な取組が必要です。

町全体が一体となって子どもの読書活動を推進し、未来を担う世代の心を育てていくために、「吉田町子ども読書活動推進計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「静岡県子ども読書活動推進計画」を基本に据え、吉田町における子ども読書活動に関する施策の方向性と具体的な取組を示しています。

「吉田町総合計画」の施策の具体化として位置付けるとともに、「吉田町教育大綱」の具体的方策として策定します。

4 計画の対象者

おおむね 18 歳以下の子どもと、保護者、保育園・幼稚園、小中学校、町立図書館、公共施設等で子どもの読書活動の推進と関わりのある町民又は団体を対象とします。

5 計画期間

令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間とし、国の動向等により必要に応じて見直しを図ります。



吉田町立図書館の外観

第2章 子どもの読書活動の現状

1 現状分析

吉田町における子どもの読書活動を分析するために、児童生徒（町内の小学2年生、4年生、6年生、中学2年生）と保護者（町内の3歳児、4歳児、5歳児、小学1年生）を対象にアンケート調査を実施しました。この結果（18ページ以降に掲載）を踏まえ、以下のとおり現状分析を行いました。

(1) 読書に対する意識・実践状況

「本を読むことが好きですか」という質問に対し「好き、どちらかというとき」と回答した児童生徒の割合は小学2年生では約9割、小学4年生では約7割、小学6年生と中学2年生では約6割でした。学年が上がるにつれて「好き」と答える割合が低下しており、読書意欲が弱まる傾向が確認されました。

読書量にも年齢による変化が認められ、「1か月にどのくらい本を読みますか」という質問に対し「10冊以上」と回答した児童生徒の割合は、小学2年生では約3割、小学4年生では約2割、小学6年生では約1割、中学2年生では1割未満と低下していますが、これは読書意欲だけでなく、本の文字の大きさや読みやすさ等による影響も考えられます。

また、1か月間で1冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学2年生と小学4年生では1割未満、小学6年生では1割、中学2年生では1割を超えました。

これらのことは、子どもの読書習慣の定着が不十分であることを表しています。

(2) 読書が選ばれにくい背景と要因

「本を読むことが好きではない理由」という質問に対する児童生徒の回答は、学年によるばらつきはあるものの、「ほかに楽しいことがあるから」が最も多く、次に「字を読むことが苦手」「集中することが苦手」が続いています。また、「本を読まない理由」という質問では、「好きではない」「動画やゲームの方が楽しい」「興味がない」「読みたい本がない」という回答が多く、読書よりも他のメディアや遊びが優先され、

読書に対する心理的な負担があることや興味を引く本との出会いが不足していることが分かりました。

また、保護者側の質問では、「子どもが本を好きではない理由」として、「他に楽しいことがあるから」「集中することが苦手だから」などの回答が多くありました。

インターネットに関する児童生徒に向けた質問では、「紙の本と電子書籍を使用する割合」で、どの学年も「紙の本」が過半数を超えており、中学2年生になると他の学年と比べて「両方」の割合が増加しました。「調べもので本とインターネットを使用する割合」では、「本を使う方が多い」と回答したのは、小学2年生では約4割で、年齢が上がるにつれて割合は下がり、小学4年生、小学6年生、中学2年生では1割未満でした。一方、「インターネットを使う方が多い」と答えた割合は、小学4年生では約5割、小学6年生で約7割、中学2年生では約9割で、インターネット使用が主流となり、本の活用は低下しています。また、「1日にインターネット（調べもの以外）やゲームに使う時間」について1時間以上の使用は、小学2年生では約5割ですが、中学2年生では約9割で、日常的に長時間インターネットやゲームに触れる子どもが多く、「本を読まない理由」の裏付けになっていることが分かりました。

(3) 本に親しむきっかけとしての読み聞かせ

児童生徒の「本を読むことが好きになった理由」として、「おもしろい本との出会い」が最も多く選ばれており、小学2年生では「小さいころにたくさん本を読んでもらったから」という回答も多く、読み聞かせが読書意欲を高めるきっかけとして効果的であることが分かりました。

また、保護者側の質問では、「子どもが本を読むことが好きになった理由」として、「読み聞かせ」が最も多く、「おもしろい本と出会ったから」が2番目に多い回答となりました。保護者自身も読み聞かせ体験を読書意欲の出発点とみなしている傾向が強いことが分かりました。

「お子さんに本の読み聞かせをどのくらいしていますか」という質問に対し、「週1回以上」は3歳児は約8割、4歳児は約6割、5歳児は約5割でした。

「読み聞かせをする理由」として一番多かったのは、「子どもが喜ぶから」でした。

年齢が低いうちに、読み聞かせを通して「読書は楽しいもの」という感覚を根付かせることが、読書習慣の形成に重要であると考えられます。

2 課題

(1) 読書への関心の低下と情報環境の変化への対応

学年が上がるにつれて読書への関心が低下しています。読書離れの背景としては、デジタルメディアが主な娯楽や情報源となっており、娯楽として読書が選ばれにくいこと、集中することや字を読むことへの心理的な負担感があることが分かりました。本に親しむ機会を増やし、読書の価値や楽しさを実感できるような取組が必要です。

(2) 子どもの発達段階に応じた読書機会の確保

成長とともに読書の習慣が途切れがちになる中で、子どもの興味や理解度にあった本と出会う機会を創出し、読書が習慣として根付くための支援が重要です。

(3) 家庭・学校・地域が連携した継続的な支援体制の整備

一過性の取組ではなく、成長段階に応じた継続的な読書支援が必要です。家庭、学校、地域が連携し、持続可能な読書支援体制の整備が必要です。



第3章 基本的な考え方

1 基本目標

子どもが本に触れ、自ら読もうとする意欲が自然と生まれるような環境づくりを進めます。

そのために、一人ひとりの子どもにとっての本との出会いを大切に、日常の中で本を手にするきっかけづくりを重ねていきます。

こうした取組を通して、子どもが自分のペースで本に親しみ、読書習慣が生活の中に定着していくことを目指します。

2 基本方針

基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書支援の充実

それぞれの年齢や関心、成長の段階に合わせて、本に触れる楽しさを感じながら、好奇心を広げ、子どもが本と出会いやすい環境を整えます。

基本方針2 家庭、保育園・幼稚園、学校、地域との連携強化

子どもの読書活動の推進には関係機関の連携が重要です。町立図書館を中心に家庭や保育園・幼稚園、学校と連携し日常の中で子どもが本に触れる機会をつくれます。

3 施策の方向

- ・家庭における子どもの読書活動の推進
- ・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進
- ・小学校・中学校における子どもの読書活動の推進
- ・地域における子どもの読書活動の推進

第4章 具体的な取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に本と出会う場であり、読書の出発点となります。家族が子どもに読み聞かせを行ったり日常的に触れる機会を設けたりすることで、読書の楽しさや大切さを伝えることにより、子どもの読書習慣の基礎を築くとともに、豊かな感性や言葉の力を育む土台を形成します。

本と出会う機会の創出

- ・7か月児健康相談の機会を通じてブックスタート（*2）を行い、本とふれあいながら親子のコミュニケーションを図る家庭での読み聞かせを推進します。
- ・発達に応じたブックリストを作成配布し、家庭での読み聞かせや絵本選びを支援します。

親子で楽しむ読書機会の提供

- ・町立図書館など子どもが集まる公共施設で行うおはなし会を通じて、親子で絵本を楽しむ機会を提供し、読書への関心を高めます。
- ・おはなし会や読書活動に関するイベントについて、家庭に向けて積極的に情報発信します。各施設と連携してポスター掲示等の周知活動を行い、幅広く参加を呼び掛けます。



ブックスタート

*2 ブックスタート

町内の赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を開く楽しい体験とともに絵本を手渡し、親子で心がふれあうひとときを持つきっかけをつくるための事業です。

2 保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進

保育園・幼稚園は、子どもが集団生活の中で本と出会い、言葉や物語に親しむ初期の段階を支える重要な場です。読み聞かせや本を通じた遊び・活動を通して、子どもたちの想像力・感受性・言語能力の発達を促すとともに、読書への興味・関心を自然に育みます。

日常のなかに絵本のある環境づくり

- ・絵本を身近に感じられるよう、子どもたちの手の届く範囲にできるだけ本を配置するよう努めます。
- ・年齢や興味に応じた絵本コーナーを整備します。子どもが安心して物語の世界を楽しめる環境を整え、子どもが自ら選んで読む習慣の基盤をつくります。



さゆり保育園



ひばり幼稚園



ちどり幼稚園

活動中での読書体験の充実

- ・日常的な活動の中で読み聞かせを行い、絵本とふれあう機会をつくります。
- ・行事や遊びの中に絵本を取り入れるなど、子どもが絵本に興味を持つ活動を行います。

保護者への啓発

- ・園だより等を通じて子どもの読書活動に関する情報を発信し、家庭でも絵本に親しめるよう保護者の関心と理解を促します。
- ・絵本の貸出等、家庭での読み聞かせを推進し、読書習慣の定着を図ります。

3 小学校・中学校における子どもの読書活動の推進

学校は、子どもが日常的かつ継続的に読書に取り組むことができる場として、読書習慣の定着や、知識を深め考える力を育むことを支えます。授業や読書活動などを通じて、子どもの発達段階や興味に応じた多様な本との出会いを支援し、主体的に学び、考える力を育てる読書活動の推進を図ります。

学校図書館の計画的な活用と環境整備

- ・学校図書館の使い方を学ぶオリエンテーションを実施し、利用促進を図ります。
- ・教科と連携し学校図書館を活用する年間計画を立て、探究学習や調べ学習などに本を生かす学びの機会を増やします。
- ・学校図書館の蔵書管理、授業支援、読書活動推進のために学校司書を配置し、学校図書館運営の支援体制を整えます。
- ・探しやすいレイアウト、読書を楽しむ空間づくりを行い、児童生徒にとって使いやすく居心地のよい環境整備に努めます。

読書活動の推進

- ・読み聞かせを実施し、多様な本とふれあう機会をつくり、本への興味を育みます。
- ・朝読書等の全校で取り組む読書活動を学校の実情に応じて実施し、読書習慣の定着を図ります。

ボランティアとの連携

- ・読み聞かせボランティア等の地域ボランティアと連携した活動を推進します。

ICT機器の活用

- ・1人1台端末（*3）を活用した資料の蔵書検索の方法を指導や、ICTを通じた図書に関する情報発信を行います。

保護者への啓発

- ・学校図書館だよりなどを通じて読書の意義を保護者に伝え、理解と協力を呼び掛けます。

町立図書館との連携

- ・町立図書館と連携し、授業や読書活動に必要な資料の提供を受けることで読書環境を充実させ児童生徒が新たな知識や関心に出会う機会を広げます。

小中学校の学校図書館



図書の配架（住吉小学校）



閲覧室（中央小学校）



季節の展示（自彊小学校）



学校の推薦図書「吉中の100冊」（吉田中学校）

*3 1人1台端末

文部科学省の「GIGA スクール構想」により、小中学校の児童生徒一人ひとりに整備された端末。

4 地域における子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しむためには学校や家庭だけでなく、地域全体で本とふれあう場を広げていくことが重要です。町立図書館はその中心となる施設であり、日常的に本を手にとれる場所として、子どもにとって身近な読書環境を提供しています。

町立図書館は子どもが関わる多様な施設や団体と連携し、地域に暮らす子どもたちが様々な場面で本と出会い、読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの読書活動を支えます。

子どもが楽しめる読書活動の実施

- ・発達段階に応じた内容を取り入れたおはなし会を定期的の実施し、絵本との楽しい出会いの場を提供します。親子で楽しみながら本とふれあう機会を通じて、読書への興味・関心を高めます。
- ・本に親しみを持つためのきっかけづくりとして、親子で楽しめるイベントを開催します。
- ・季節に関する本や話題の本など多様なテーマの展示を行い、子どもが自然に本に手を伸ばせる環境を整えます。

読書に関する情報発信と啓発

- ・図書館だよりを通じて、本の紹介やイベントなど様々な情報を発信します。
- ・町の公式LINE等を活用し、図書館に関する最新の情報を広く周知します。
- ・ポスターやリーフレットを活用し「子ども読書の日」(*4)や「こどもの読書週間」(*5)の啓発に努めます。

図書館環境の整備

- ・子どもが本に親しめる工夫を取り入れた空間づくりを進め、児童図書フロアの展示を工夫し、子どもにとって居心地のよい環境を提供します。



児童図書フロア

- ・障がいのある子どもが本を手に取りやすいように、点字絵本や字の大きな本など様々な形の本を設置した「りんごの棚」(*6)を整備します。
- ・母国語が日本語以外の子どもにも町立図書館を利用してもらえるよう、外国語の利用案内等を作成しサービス向上を図ります。



りんごの棚

- ・専門知識を持つ司書を配置するとともに、各種研修への積極的な参加等により職員の資質向上に努めます。
- ・子どもの様々なニーズをとらえ、幅広い分野の本を収集し、魅力ある図書の整備を図ります。

関係機関との連携

- ・学校の施設見学や職場体験の受け入れを行い、読書や町立図書館への興味・関心を育てます。
- ・学校や放課後児童クラブ等への団体貸出(*7)を充実させ、読書活動の支援を図ります。
- ・子どもたちが本に触れる機会を積極的につくるために、放課後児童クラブや子育て支援センターに向けて、貸出先の利用状況に応じて図書館司書が選書した本を定期的に配送して貸出します。
- ・子育て支援センター、児童館などでの読み聞かせや啓発活動により、図書館でのイベントや本の紹介などの情報発信を行います。
- ・専門的な知識を持つ静岡県子ども読書アドバイザー(*8)と連携し、読書活動の普及に努めます。

ちいさな理科館との連携

- ・子どもたちが読書を通じて科学への興味・関心を深められるよう、ちいさな理科館(*9)と連携した取組を実施し、読書と理科の学びを一体的に促進します。



ちいさな理科館

*4 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められ、子どもが積極的に読書をする意欲を高め、読書活動への関心と理解を深めることを目的としています。毎年4月23日に定められています。

*5 こどもの読書週間

子どもたちにもっと本を読んで欲しいという願いを込めて、公益社団法人読書推進運動協議会が定めた読書推進週間です。毎年4月23日から5月12日までの約3週間です。

*6 りんごの棚

スウェーデンの図書館から始まった、すべての子どもたちに読書を楽しんでもらえるように様々な種類の本を集めた棚です。点字付きの本や大きな文字で書かれた本などがあります。

*7 団体貸出

町内の学校や施設、読書活動を行う団体等を対象に、多くの本を長い期間貸し出すサービスです。

*8 静岡県子ども読書アドバイザー

静岡県の認定を受けた「子ども読書」のエキスパートです。

*9 ちいさな理科館

平成22年8月に町立図書館の隣に建設された施設。子ども向けの理科の実験や専門講師による楽しく分かりやすい講座などを行っています。

第5章 子どもの読書活動に係る数値目標

具体的な数値目標は以下のとおりです。

No.	目標項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和13年度)
1	本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	小 76.7% 中 59.7%	小 80.0% 中 63.0%
2	町立図書館の児童図書の蔵書冊数（12歳以下の子ども一人当たり）	15.2冊	18冊以上
3	学校司書を配置している小中学校数の割合	100%	100%

参考資料

アンケート調査結果

【調査目的】

町内の子どもたちの読書に関する現状を把握し、本計画策定のための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

【調査年月】

令和7年6月

【調査対象】

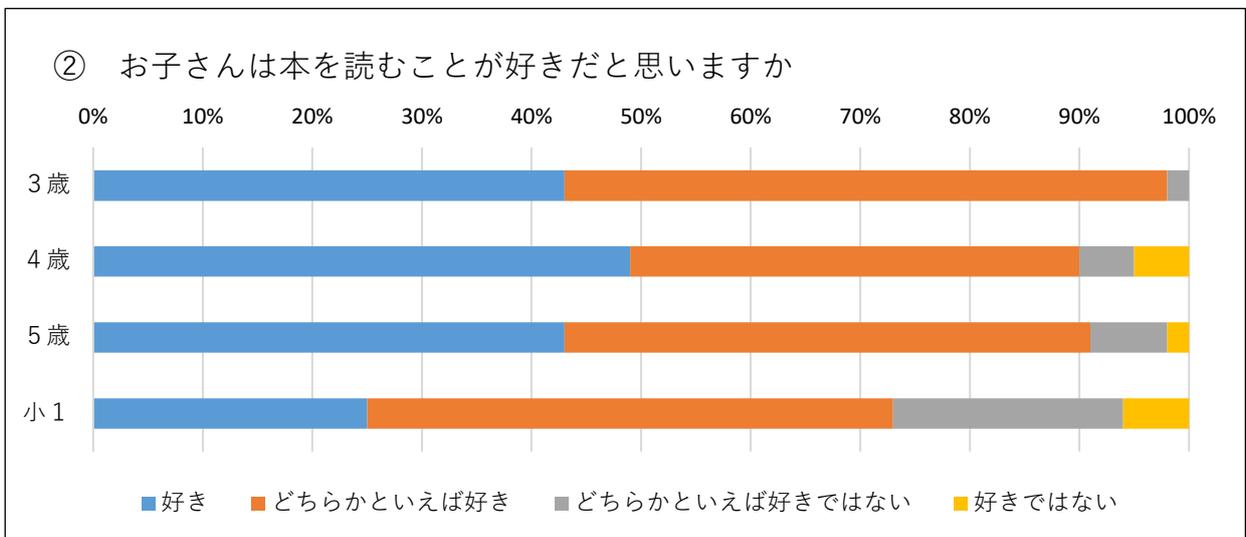
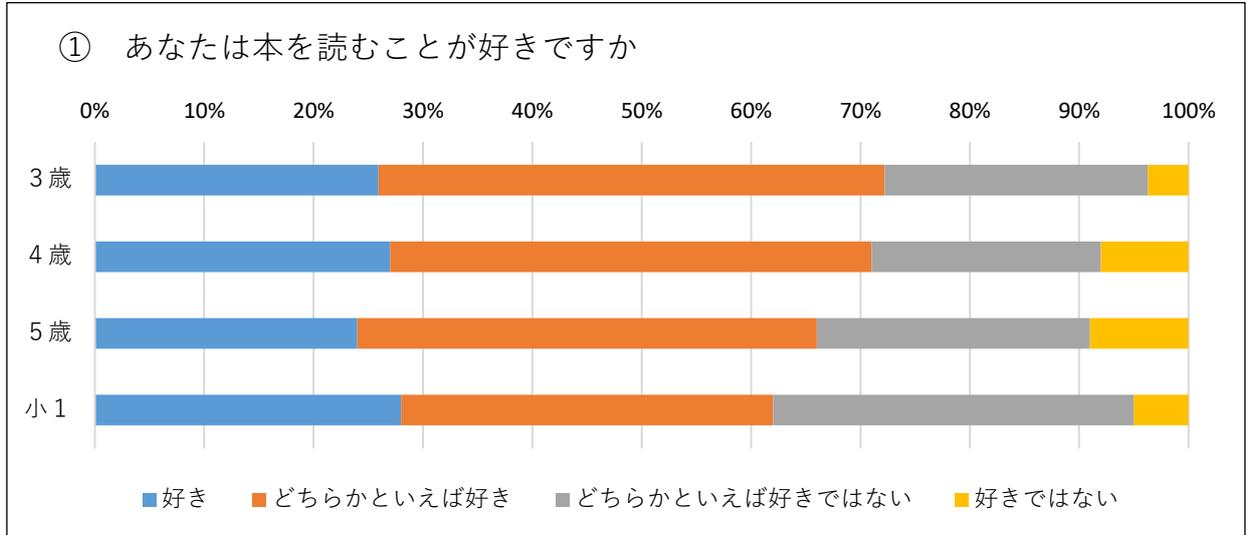
町内小学校 2年生、4年生、6年生 町内中学校 2年生

町内保育園・幼稚園、こども発達支援事業所に通う3、4、5歳児と小学1年生の保護者

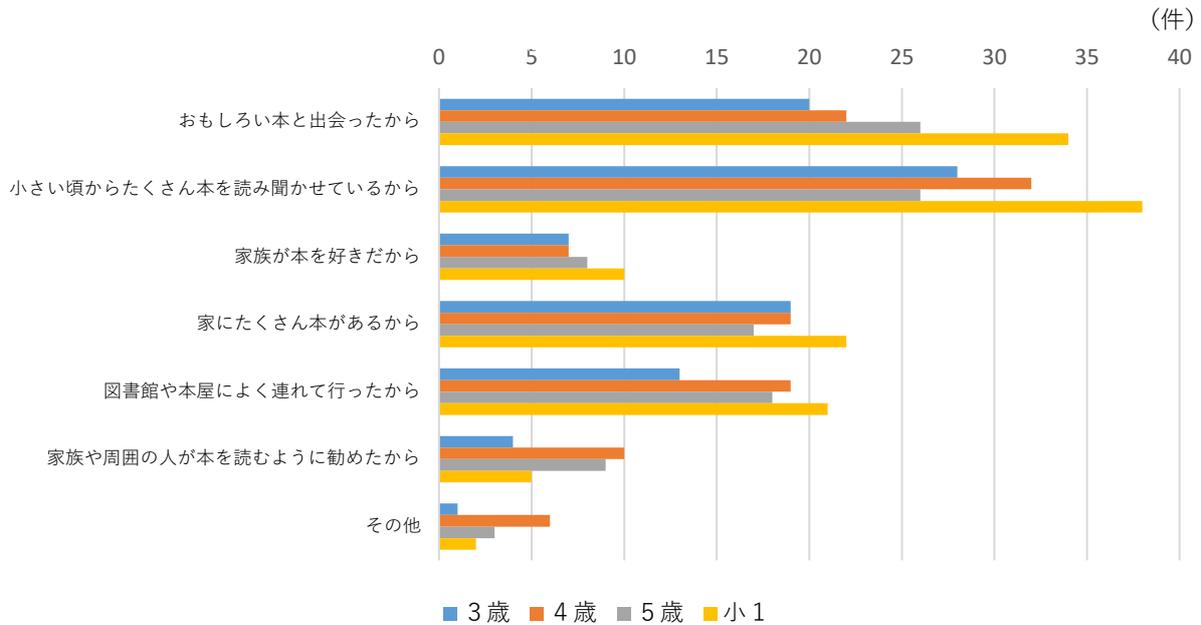
【回収状況】

	対象数（人）	回収数（人）	回収率（％）
3歳児保護者	164	54	32.9
4歳児保護者	172	73	42.4
5歳児保護者	179	67	37.4
小1児童保護者	221	109	49.3
小学2年生	205	180	87.8
小学4年生	230	199	86.5
小学6年生	240	193	80.4
中学2年生	250	218	87.2

保護者



③ お子さんが本を読むことが好きになった理由はなんだと思いますか
(複数回答可)



お子さんが本を好きになった理由 (その他)

3歳

- 園で絵本を読んでもらったり、虫を育てながら図鑑をみて探したりしていた事で本を好きになった。

4歳

- 園で本をたくさん読んでもらうから。
- 兄弟が本が好きで読むので真似をして読んでいる。
- 支援センターや園など本とふれあう環境があったから。
- 好きな動物の本が見つかったから。
- 園での読み聞かせ。
- 本を読むようせがまれるから。

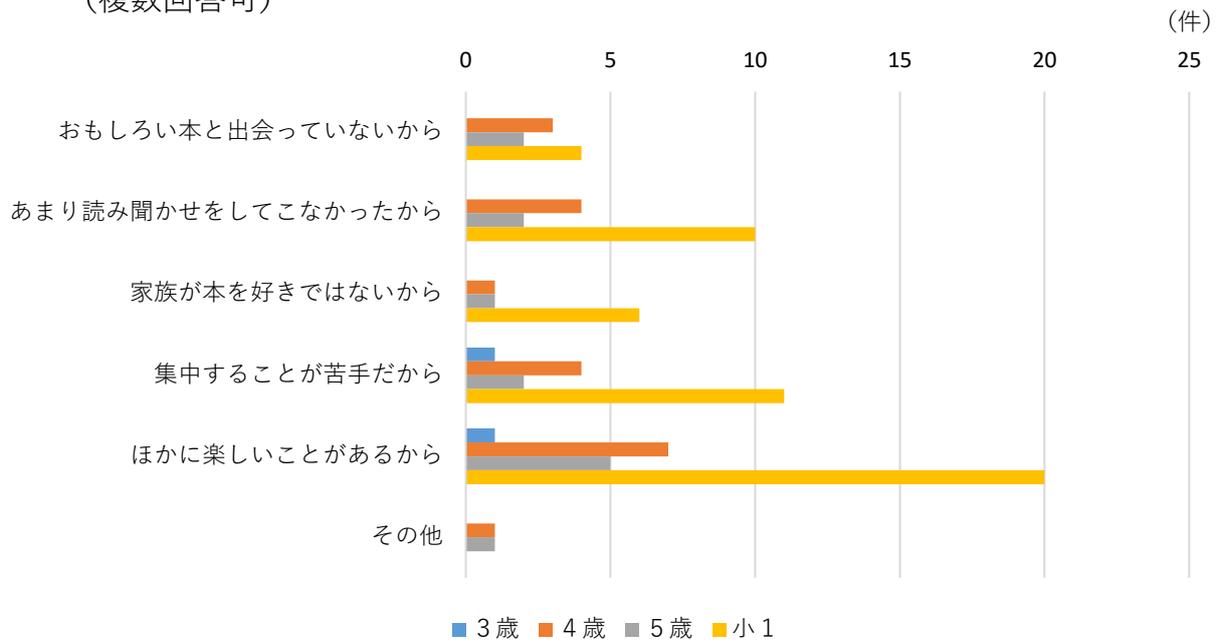
5歳

- 園で先生が絵本を読んでくれてそれが楽しかったから。
- 園で週末、本を貸してくれるので自分で読むようになった。
- お姉ちゃんがいて文字に興味があり、読むのが得意です。

小1

- 園で読み聞かせをしてくれて、園の本コーナーで本に出会える環境にあるから。
- 園の影響。

④ お子さんが本を読むことが好きではないと思う理由はなんですか
(複数回答可)

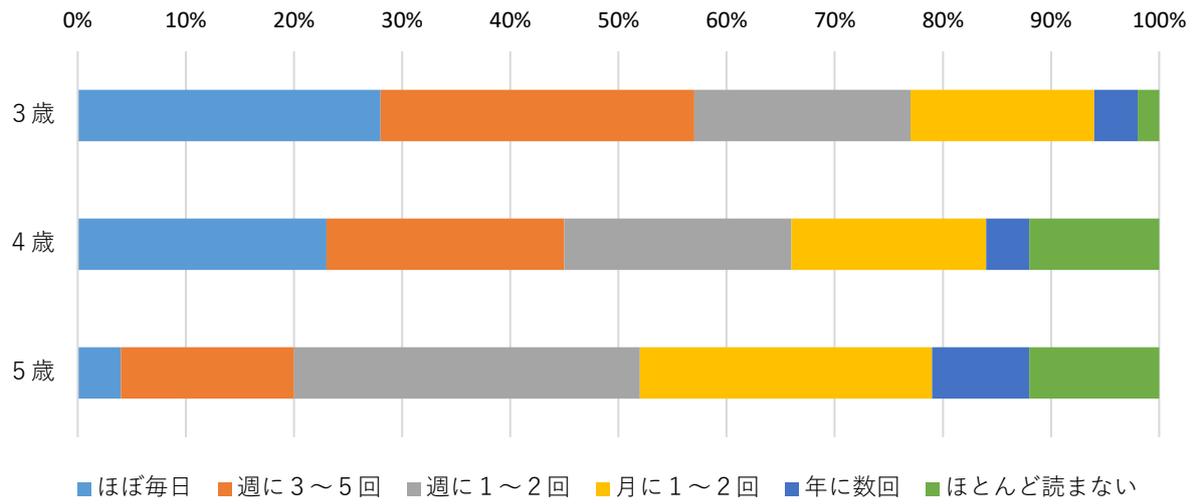


お子さんが本を読むことが好きではないと思う理由 (その他)

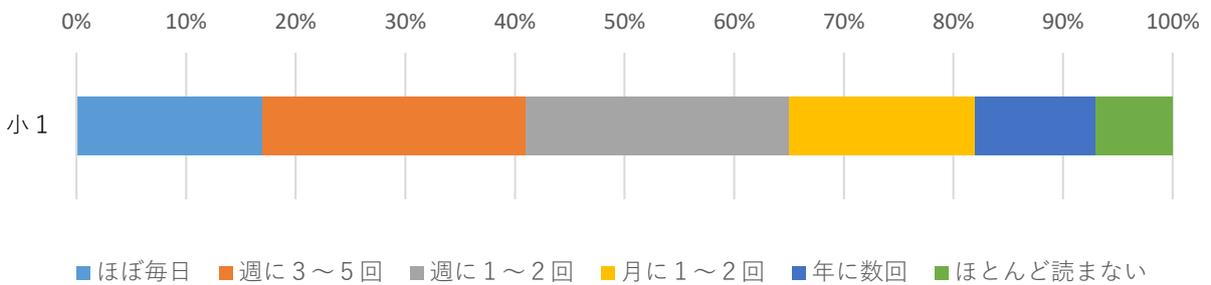
4歳

- 今は身体を動かして遊ぶ方が好きだと思う。

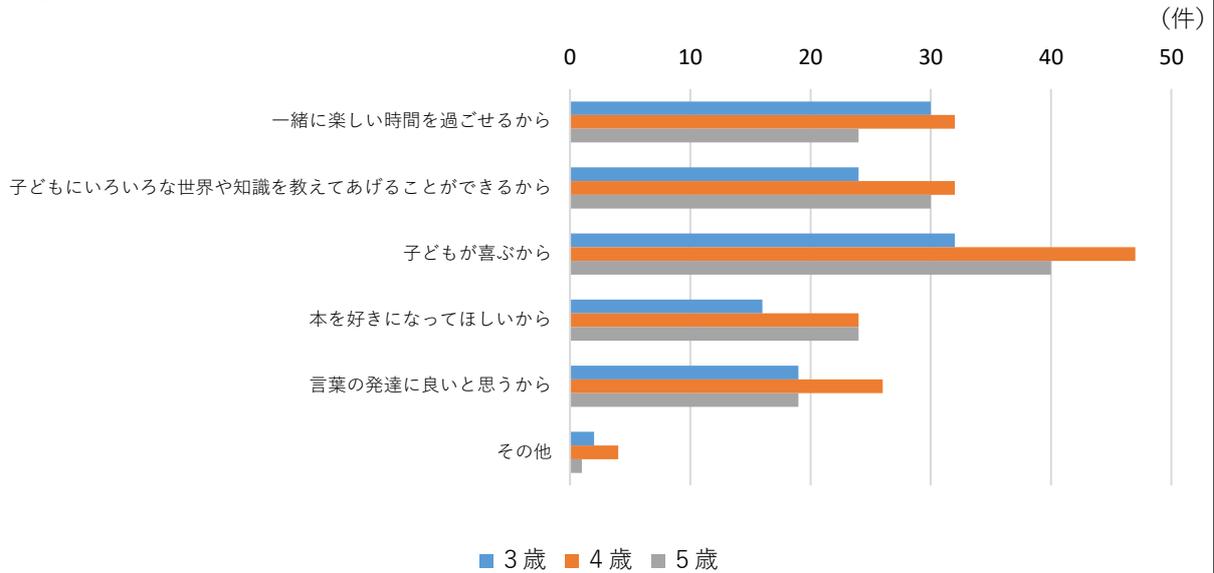
⑤-1 お子さんに本の読み聞かせをどのくらいしていますか



⑤-2 小学校入学前にお子さんに本の読み聞かせをどのくらいしていましたか



⑥-1 お子さんに本の読み聞かせをする理由はなんですか（複数回答可）



読みきかせをする理由 その他

3歳

- 子どもが読んでほしいと言うから。
- 入眠儀式だから。

4歳

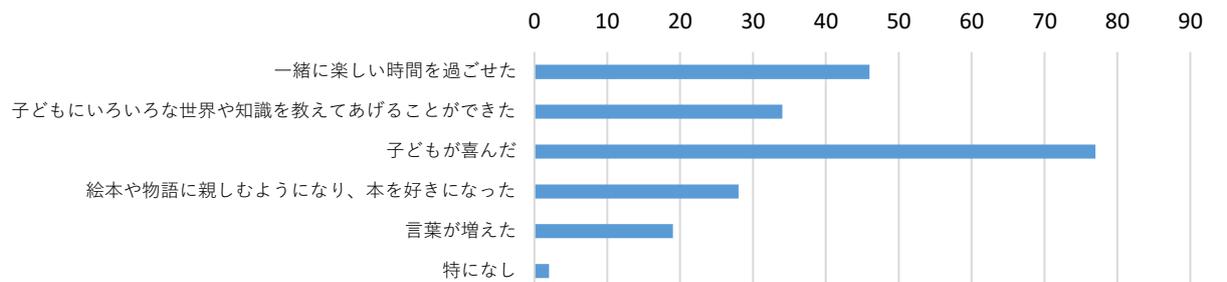
- 絵本は心の栄養だから。（保育の授業で絵本の良さを学びました）
- これ読んで欲しいと言われたから。
- 夜寝る前の習慣になっている。
- 絵本なら短い時間で読めるので、待ち時間などにちょうど良いから。

5歳

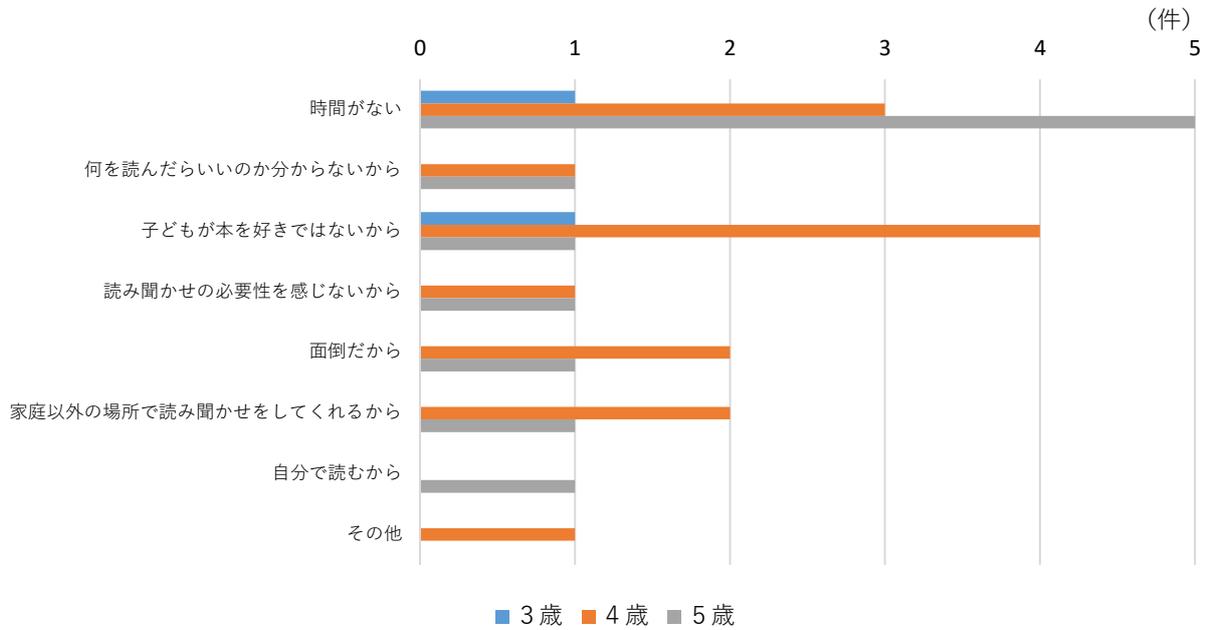
- 寝る前に読むと寝つきがいいから。

⑥-2 お子さんに本の読み聞かせをして良かったことはなんですか

(複数回答可) 小1



⑦-1 お子さんに本の読み聞かせをしない理由はなんですか（複数回答可）



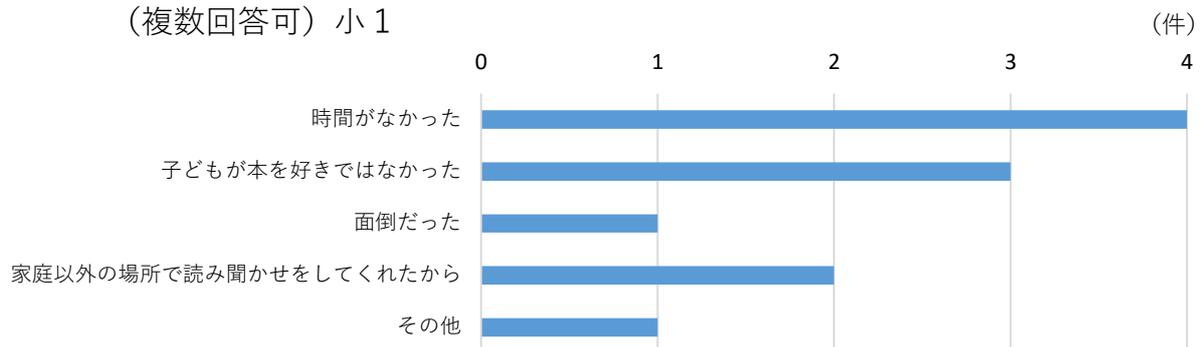
読み聞かせをしない理由 その他

4歳

- 今は身体を動かして遊ぶ方が好きだと思う。

⑦-2 お子さんに本の読み聞かせをしなかった理由はなんですか

（複数回答可）小1

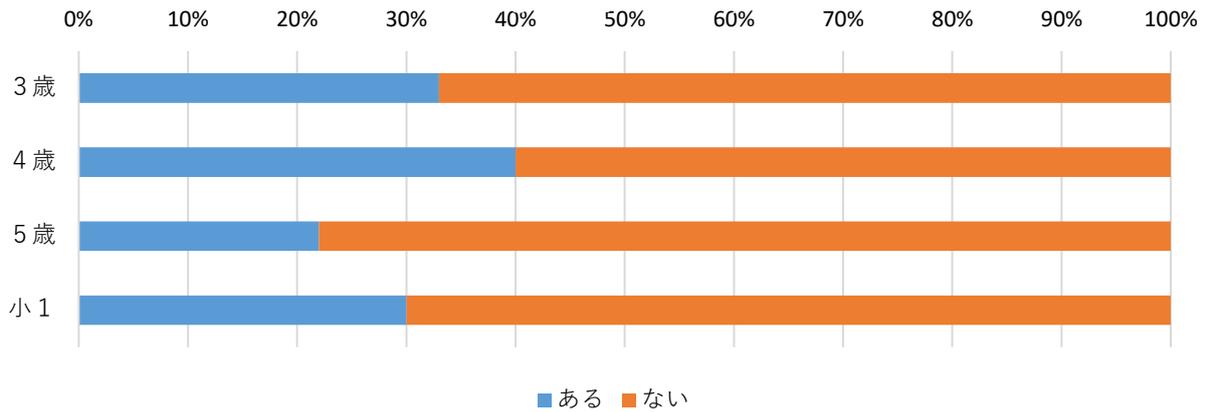


読み聞かせをしなかった理由 その他

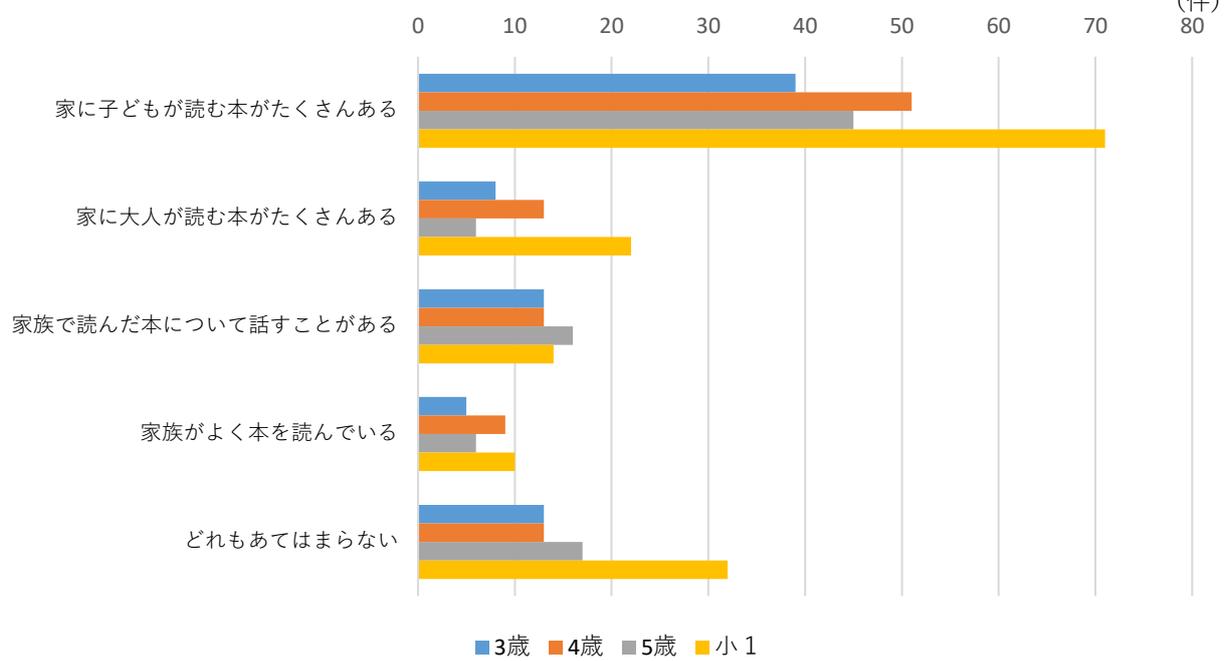
小1

- 読み聞かせても集中しない為、続かなかった。

⑧ お子さんにスマホなどで本の読み聞かせ動画を見せたことがありますか

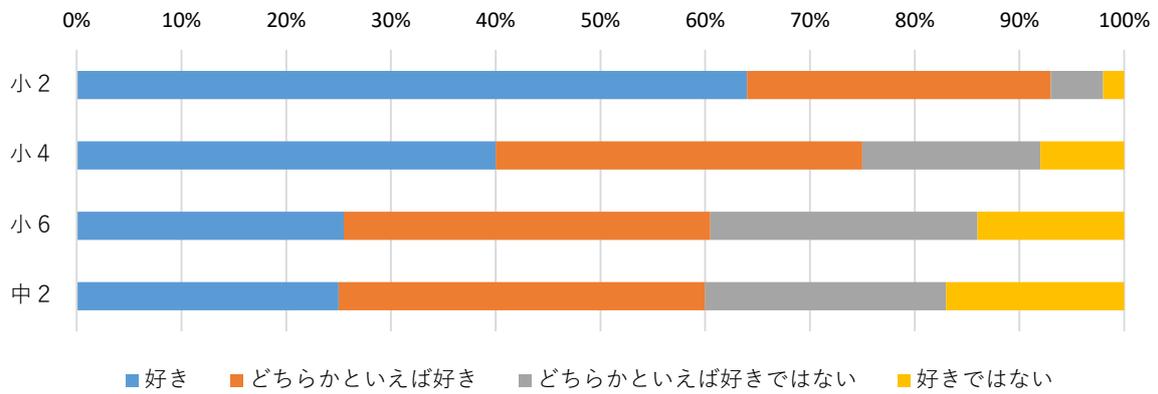


⑨ 家庭の読書環境について教えてください（複数回答可）



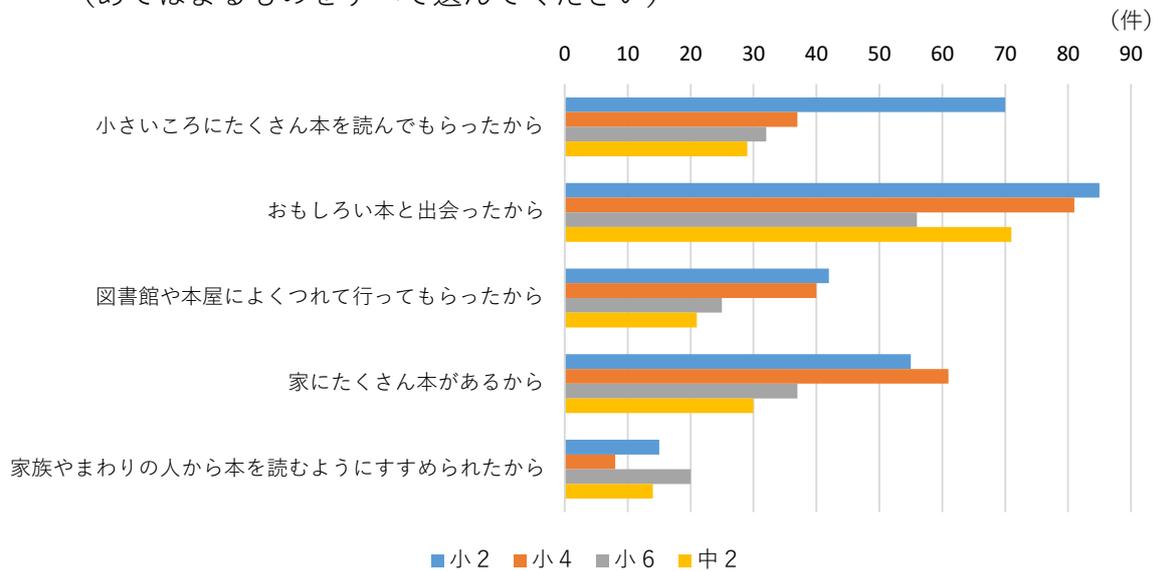
児 童・生 徒

① 本を読むことが好きですか



② 本を読むことが好きになった理由はなんですか

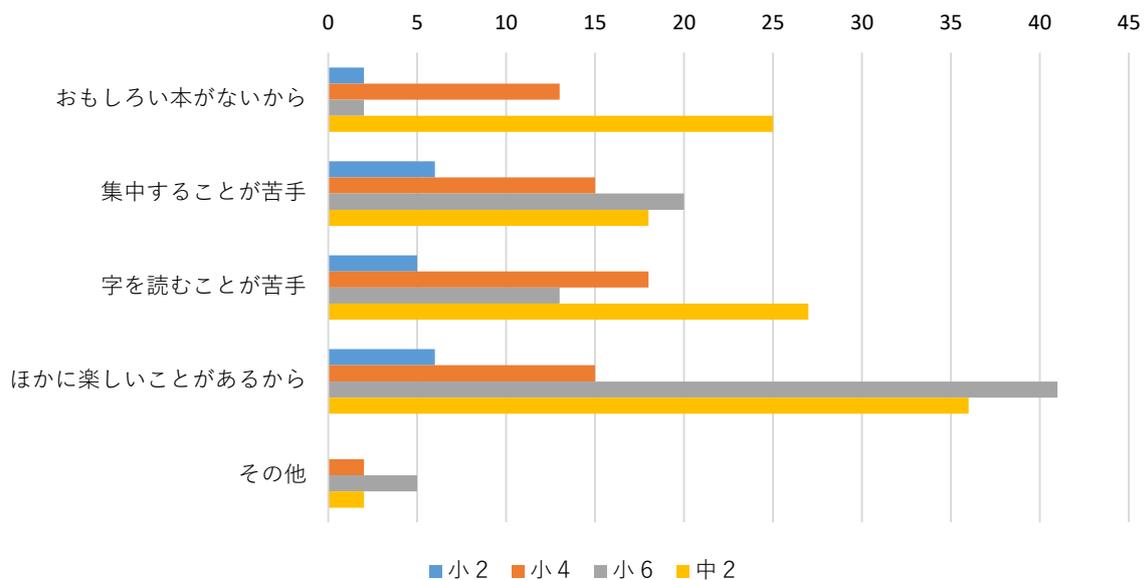
(あてはまるものをすべて選んでください)



③ 本を読むことが好きではない理由はなんですか

(あてはまるものをすべて選んでください)

(件)



本を読むこと好きでない理由 その他

小4

- 読むのがめんどくさい。
- つまらないから。

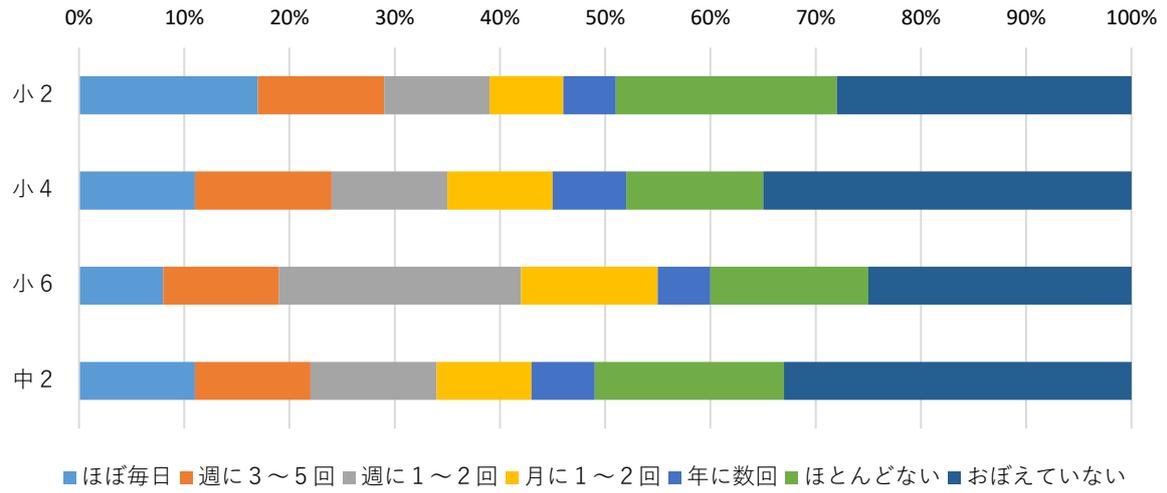
小6

- 嫌い。
- 漫画やゲームのほうが楽しいから。
- 興味のある本はしっかりと読めるが興味のある本があまりない。
- 本を読むより好きなことがあるから。
- 本をずっと読んでいると、眠くなるし内容が頭に入らないから。

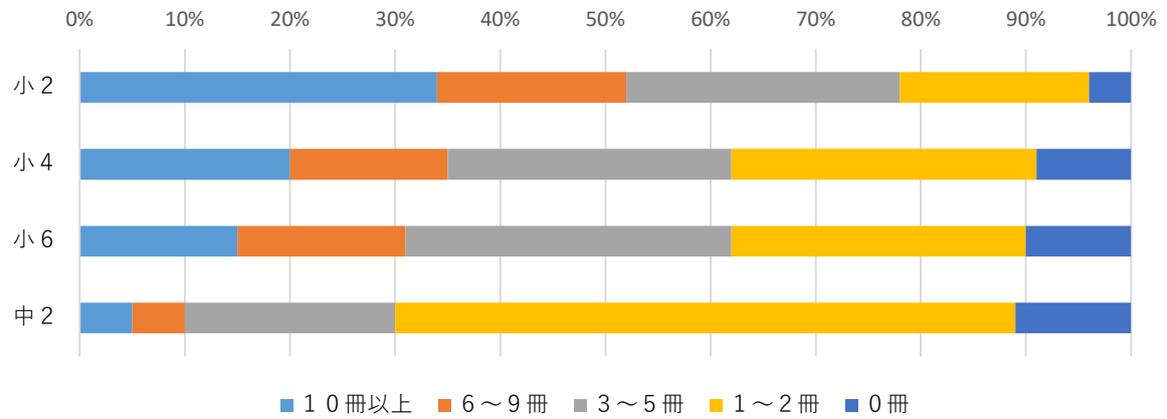
中2

- 本を読んでいて楽しいと感じないから。
- 漫画のほうが好きだから。

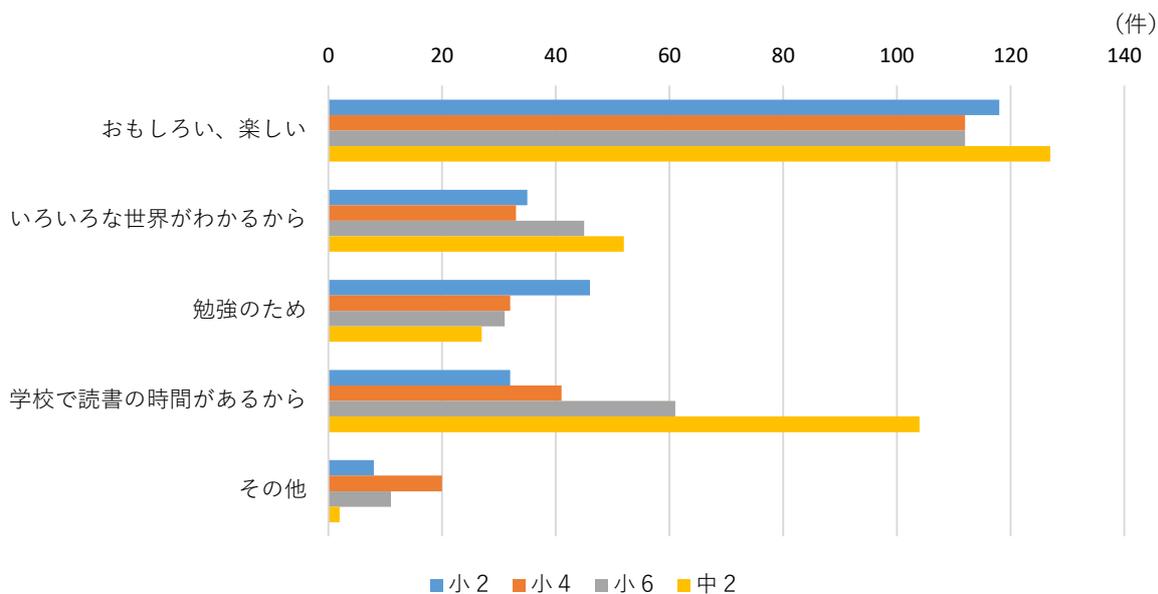
④ 小学校入学前に、家族に読み聞かせをしてもらいましたか



⑤ 1か月にどのくらい本を読みますか



⑥ 本を読む理由はなんですか（あてはまるものをすべて選んでください）



本を読む理由 その他

小2

- いもうとがよんでって言うから。
- 家で本をよんでるから。
- 学校のきょうかしょで、わかんないところがあるかもしれないから。
- 長い本だといろいろばめんが多いから読む。
- あたまがよくなって、べんきょうがかんたんにできるから。
- お家の人といっしょに、よみきかせをして、いろんなことをおぼえるため。
- あたまがよくなるため。学校でも その本がきょうかしょにのってるかもしれないから。

本を読む理由 その他

小4

- 本を読むといろんな想像ができるから。
- 学校に、図書室があったから。
- 勉強にもなるし、漢字も覚えられる本とかもあるし、静かな時間も好きだから。
- 家にも本が100冊ぐらいあって、やっぱり静かな時間が好きで、ほっとする感じが好きだから。
- 図書の時間に、借りなきゃいけないから。
- いろいろな豆知識が知れて家族に話せると楽しいから。
- 自分が調べていることで好きな本があるからです。
- たまたまいい本があったから。
- 本を読むとすこし心が落ち着くから。
- 本を読んでいるといろんな想像ができるから。
- 夜寝る間によくお母さんや、自分で本を読む。
- 生き物のことをたくさん知れるから。
- 主人公の気持ちがわかる。
- ひまだから。
- 1話を読んだら次の2話が読みたくなったら3話など続けて読んでいる。
- 本を読むとほんのゆめの世界にいけるから。
- 夜にねないように読む（楽しい）

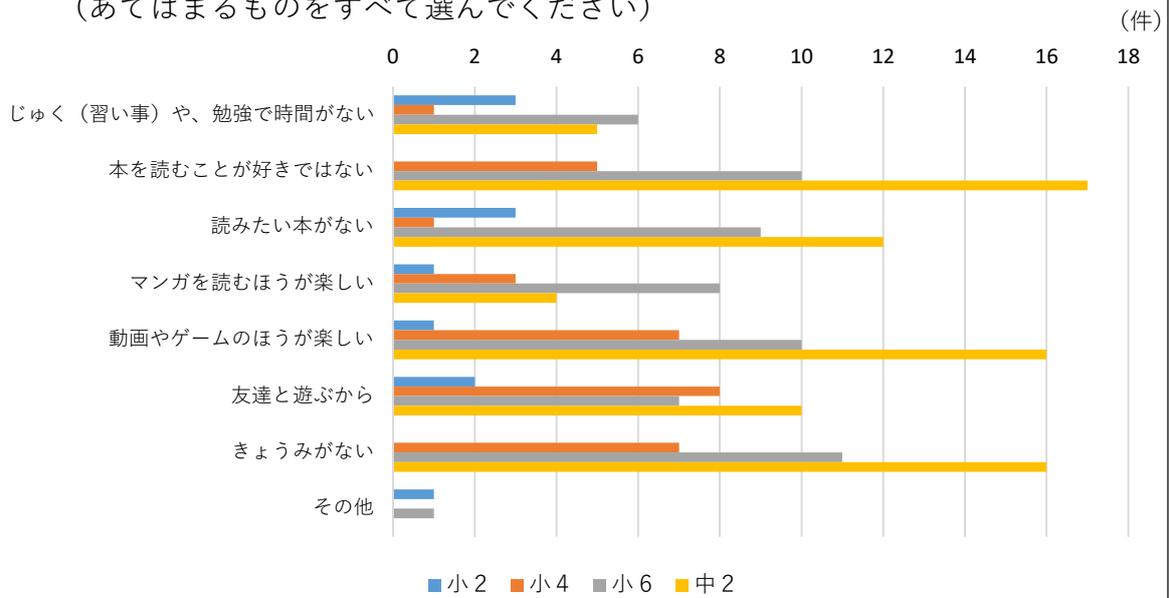
小6

- はだしのゲンを読んでいて、戦争に関することを読んでいる。
- 寝る前などに本を読むとすぐ寝られるから。
- 好きなことがのっているから。
- 姉におすすめされて、ちょっと読んでいたら、いつの間にかハマっていたので、理由などはありません。
- 興味のあることを見るのは面白い。
- 興味のあることは知ろうと思えて勉強になる。
- 暇だから。
- 読む力をつけるため 友達に誘われたり、おすすめされたから。
- 読書係でクイズを出すから。
- なんとなく。
- 自分の好きな内容があるから。

中2

- 気になったり興味があるから。
- 人とのコミュニケーションを良くするため。

⑦ 本を読まない理由はなんですか
(あてはまるものをすべて選んでください)

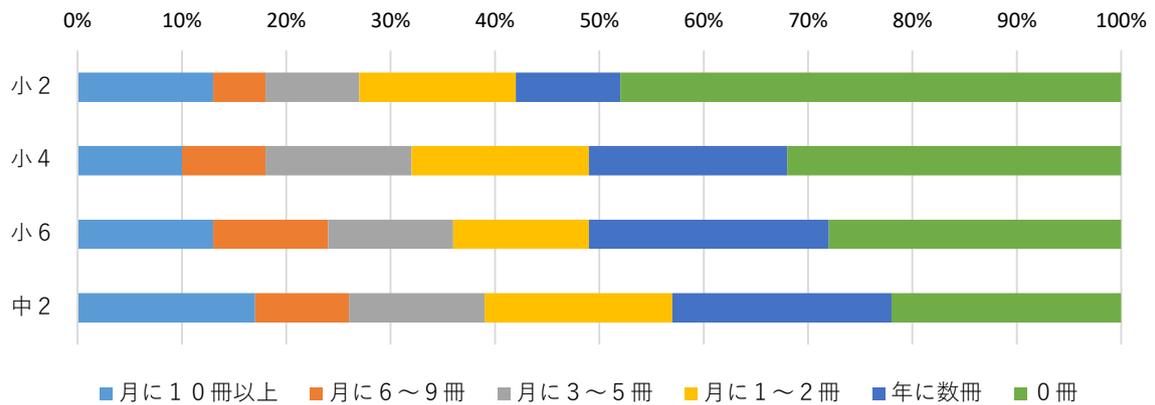


本を読まない理由 その他

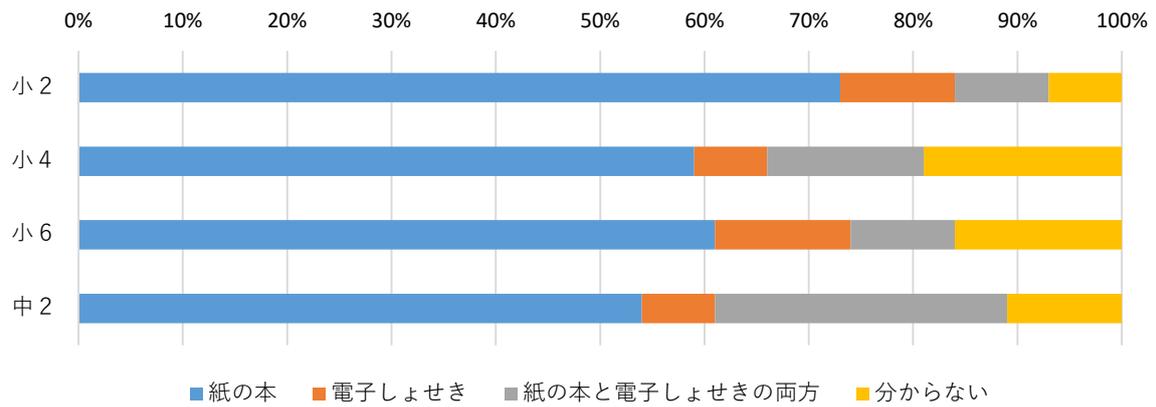
小6

- 字を読むのが苦手。

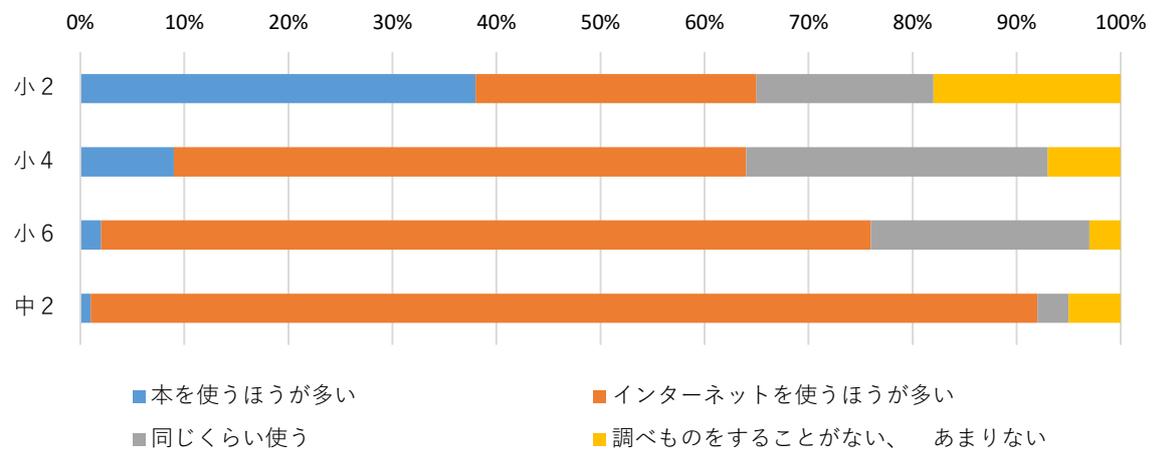
⑧ マンガをどのくらい読みますか



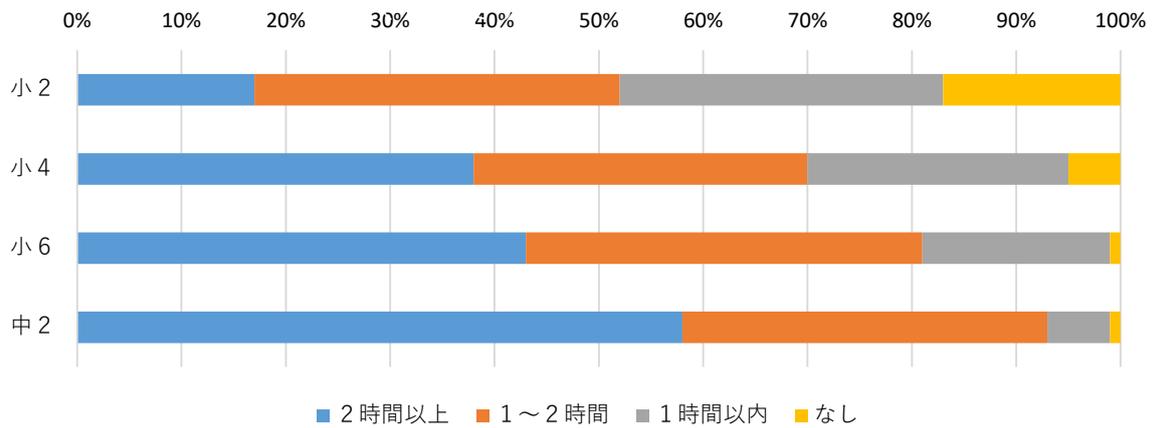
⑨ 紙の本と電子しょせきのどちらを使って読書をしますか



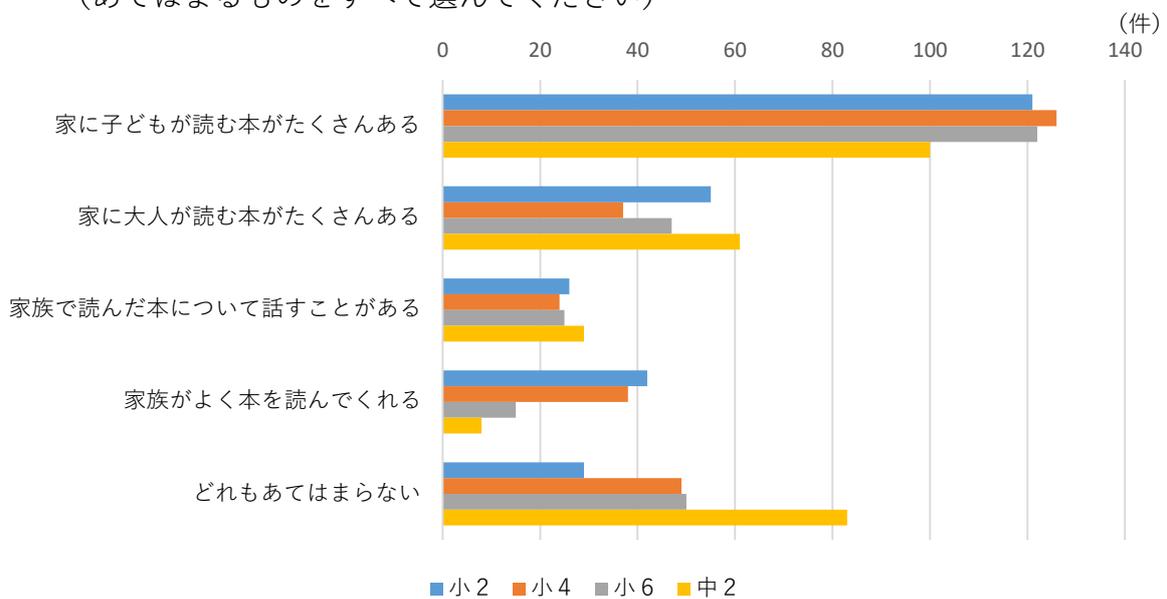
⑩ 調べものをするとき、本とインターネットをどのくらい使っていますか



⑪ 1日にインターネット（調べもの以外）やゲームに使う時間はどれくらいですか



⑫ 家庭の様子について教えてください
(あてはまるものをすべて選んでください)



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日

法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

吉田町子ども読書活動推進計画

発行年月 令和8年3月

編集・発行 吉田町教育委員会（吉田町立図書館）

〒421-0303 榛原郡吉田町片岡 404 番地

電話：0548-33-3434

FAX：0548-33-2300